

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第8回理事会

平成8年5月

平成 8 年 5 月 24 日

財團法人 女性のためのアジア平和國民基金

第 8 回 理 事 会

次 第

【議題】

(1) 「償い金」の支払いと謝罪の手紙について

(2) 対話チームの派遣

(3) その他

【報告】

(1) 募金状況

(2) その他

資料

添付資料一覧

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成8年5月24日 理事会

- ▼「国民基金」拒否・東京宣言 1
- ▼林運営審議会委員よりの文書 2
- ▼平和と生活をむすぶ会とリラ・ピリピーナからの申入れ 3～8
- ▼韓国記者団との懇談会メモ／記者懇談会メモ 9～14
- ▼3か国新聞広告掲載案 15～16
- ▼募金状況 17
- ▼基金関連報道記事等、その他 18～33
- ▼第7回理事会 発言要旨メモ 34～36

「国民基金」拒否・東京宣言

1996年4月19日、ジュネーブで開かれていた第52回国連人権委員会は、女性への暴力に関する特別報告者ラディカ・クマラスワミ氏による軍事的性奴隸に関する調査報告書(E/CN.4/1996/53/Add.1, Add.2)を、全回一致で採択した。この報告書は、日本軍「慰安婦」制度を「軍事的性奴隸制」と定義し、これが国際法違反であり、日本に法的責任があることを明らかにしている。同報告書は、いわゆる「女性のためのアジア平和国民基金（以下「国民基金」という）」に対しては、「法的責任を否定しようとする明確な意図表明」であると指摘している。

さらに、1996年3月、ILO条約勧告専門家委員会は、被害者たちが性奴隸であること、および日本の行為が強制労働条約に違反することを認め、日本政府が被害者たちに賠償する義務があることを指摘している。

これ以前にも、国連NGOの国際友和会（IFOR）、国際法律家委員会（ICJ）、大韓弁護士協会、日本弁護士連合会などが、被害者が日本政府に対して法的に個人賠償を要求する権利があることを明らかにしてきた。

しかし、日本政府はそれらの提言、勧告をすべて無視・否定・歪曲し、被害者たちに対して法的に個人賠償などを行う義務がないと、広く内外に宣伝し続け、あくまでも「国民基金」によって、日本軍「慰安婦」問題を終焉させようとしている。その結果強制連行などをも終息させようと図っている。

私たちは、1996年4月17日、ジュネーブ国連歐州本部において、「国民基金」による一時金支払いには応じないことを、すでに一致して宣言した。にもかかわらず日本政府と「国民基金」は、「国民基金」による一時金の支払い計画を中止しないばかりか、説得のための対話チームを被害国に派遣することなどを執拗に計画している。

被害者たちが「国民基金は私たちを二度殺すもの」と叫んでいるように、日本政府が法的責任を否定し、政府主導で創設され、そのもとで行動している「国民基金」は、50年前の犯罪と等しく彼女たちの尊厳を傷つけ、名誉を著しく毀損するものである。

私たちは、日本政府と「国民基金」がこれらの犯罪的行為を即刻中止し、一日も早く被害者たちに法的に個人賠償するよう、あらためて要求する。

私たちは、「国民基金」の支払いのみならず、そのための交渉にも一切応じないことをジュネーブに引き続き一致して宣言する。

私たちは、日本政府に対し、クマラスワミ特別報告官による以下の勧告を誠実に履行することを要求する。

- ①第二次大戦中に日本帝國軍によって設置された慰安所制度が国際法の下でその義務に違反したことを承認し、かつその違反の法的責任を受諾すること。
- ②日本軍性奴隸制の被害者個々人に対し、人権及び基本的自由の重大侵害被害者の原状回復、賠償及び更正への権利に関する差別防止少數者保護小委員会の特別報告者によって示された原則に従って、賠償を支払うこと。多くの被害者が極めて高齢なので、この目的のために特別の行政的審査会を短期間に内に設置すること。
- ③第二次大戦中の日本帝國軍の慰安所及び他の関連する活動に関する、日本政府が所持するすべての文書及び資料の完全な開示を確實なものにすること。
- ④名乗り出た女性で、日本軍性奴隸制の女性被害者であることが立証される女性個々人に対し、書面による公的謝罪をなすこと。
- ⑤歴史的現実を反映するように教育内容を改めることによって、これらの問題についての意識を高めること。
- ⑥第二次大戦中に、慰安所への募集及び収容に與与した犯行者をできる限り特定し、かつ処罰すること。

尚、「国民基金」に資金する日本企業に対しては私たちは製品ボイコットを許さない決意を表明する。

1996年5月14日

クマラスワミ勧告を支持する国際協議会・東京集会

4TH ASIAN WOMEN'S SOLIDARITY CONFERENCE

c/o LILA-PILIPINA (Conference Host/Organizer)

P.O. Box 1013

Citimall, U.P. Diliman,

Quezon City, Philippines

(Tel: 632-921-1044/632-924-6406 Fax: 632-924-6381/ 632-921-1044)

FOR IMMEDIATE RELEASE

REF: JOEL M. TOLEDO

TEL: 924-64-06

FOURTH ASIAN WOMEN'S SOLIDARITY CONFERENCE SUCCESSFUL, PUSHES FOR WORLD PUBLIC HEARING

The 4th Asian Women's Solidarity Conference held last March 28 and 29 at the Bayview Hotel in Roxas Boulevard, Manila ended on a bright note; testimonies of comfort women survivors were heard and proposals against the Japanese government sponsored Asian Women's Fund were presented. The most workable steps were considered and a united plan of action was formulated based on these proposals.

The 2-day conference was participated in by over 150 delegates from Korea, Japan, Taiwan, Indonesia and the Philippines. The respective speakers from these countries reaffirmed their stand that the Asian Women's Fund is not the solution to the comfort women issue, which is in truth merely an instrument of the Japanese Government which enables it to accept its war crimes and avoid its legal and moral responsibility to the survivors. The delegates re-established their demand for the Japanese government to discard the Asian Women's Fund and give direct compensation and legal reparations to the survivors based on the recommendations of the United Nations and the international community.

The conference participants have unanimously consented to a proposal from a delegate to convene and organize a World Public Hearing on Women, War and Militarism, as well as to immediately establish links with women all over the world working with women war survivors of rape and sex slavery to prepare for this public hearing.

An organizing committee for the World Public Hearing was set up composed of Nelia Sancho of Lila-Pilipina, Hee Soon Kwon of the Korean Council for Women Drafted for Sex Slavery by Japan and Corinne Kumar, regional coordinator of the Asian Women's Human Rights Council (AWHRC).

Other steps which the delegation resolved to undertake are the following: (1) to continue lobbying at the United Nations beginning with the current session of the UN Commission on Human Rights in Geneva to push the Japanese government to accept the recommendations of the Coomaraswamy report on military sexual slavery issue; (2) to expand the signature campaign opposing the permanent membership of Japan to the UN Security Council; (3) to persuade individuals and other organizations consenting to the Asian Women's Fund to stop their cooperation to the fund immediately; (4) to force the Japanese government to establish a special fact-finding and reparation law; (5) to convince the International Labor Organization to take an active role in pursuing the resolution of the issue in accordance with the Forced Labor Convention and recommend to labor unions of the world to participate in the action of the ILO; (6) to persuade the governments of victimized countries to pressure the Japanese Government to resolve the issue properly, and to support survivors economically as well as the activities of the organizations that work on this issue; (7) to begin an international boycott of Japanese products if Japan does not meet our demands.

The World Public Hearing on Women, War, and Militarism will culminate these activities and link up the initiatives of women all over the world working on the issue of violence against women in war and armed conflict situations.

RESOLUTION
OF THE 4TH ASIAN WOMEN'S SOLIDARITY CONFERENCE
ON MILITARY SEXUAL SLAVERY BY JAPAN

We, the participants of the 4th Asian Women's Solidarity Conference on Military Sexual Slavery held from March 28 to March 29, 1996, in Manila, Philippines, in which delegates from the Philippines, the Republic of Korea, Taiwan, Indonesia, and Japan participated, along with the "comfort women" survivors:

Reaffirm that the Asian Women's Fund is not the solution to the war crimes committed against "comfort women", but a ploy of the Japanese Government to hide its crimes and avoid its legal and moral responsibility to the survivors.

We demand that the Japanese Government immediately stop collecting money for the Asian Women's Fund and instead, pay the legal reparations to the survivors according to the recommendations of the UN and the custom of international communities.

We, Asian women, held the first Asian Women's Solidarity Conference in Seoul in August, 1992, marking the beginning of four years of solidarity activities demanding the Japanese government to reveal the truth, issue an official, sincere apology, and pay legal reparations. We, Asian women, have appealed to the UN Human Rights Commission and the 4th UN World Conference on Women and other international bodies to take active roles in resolving this issue.

Through our solidarity activities, the "comfort women" issue was adopted in the Platform for Action by the 4th UN World Conference on Women in Beijing as the following: "rape in the conduct of armed conflict constitutes a war crime" and "to investigate and punish all those responsible and bring the perpetrators to justice". On February 6, Ms. Radhika Coomaraswamy, UN Special Rapporteur, released her official report, and recommended to the Japanese Government to: a) make public all related documents of various government organizations; b) issue a formal written apology to individual victims; c) revise all Japanese textbooks to educate Japanese students on the issue; d) punish the persons responsible for, and involved in, the establishment of military sexual slavery.

On February 29, 1996, the committee of experts on the Application of Conventions and Recommendations of ILO submitted a general report and observations concerning particular countries to ILO general conference, concerning its opinion about military sexual slavery by Japan. The committee stated that Japan's wartime sexual slavery violated the Forced Labor Convention and that the Japanese Government should pay wages and compensation.

However, the Japanese Government has not changed its attitude; rather, it is lobbying to stop the UN Human Rights Commission from adopting the recommendations of Ms. Coomaraswamy's Report. It is now trying to resolve the issue with the Asian Women's Fund.

We demand that the Japanese Government adhere to the recommendations of the UN Human Rights Commission and International Communities, as follows :

1. Acknowledge the system of military sexual slavery by Japan as a war crime and a crime against humanity and admit its war of aggression and colonization of Asian Countries!
2. Reveal the whole truth about its military sexual slavery practice !
3. Make formal, individual apologies to the survivors !
4. Withdraw the Asian Women's Fund, and pay direct reparations to the survivors and the bereaved families of victims !
5. Establish a Special Law and set up a Special Administrative Tribunal for reparations !
6. Record the truth in school textbooks and educate the younger generations of Japan !
7. Identify and punish perpetrators involved in the recruitment and institutionalization of military sexual slavery ! It is extremely important to punish those responsible to serve as encouragement for other comfort women survivors who until now have remained silent, to finally come out.

In order for the Japanese Government to adhere to the above recommendations, we resolve to undertake the following :

1. Compel the Japanese Government to withdraw the Asian Women's Fund.
2. Persuade the corporations, organizations and individuals participating in the collection of the Asian Women's Fund to stop from doing so and protest against those who insist, and deliberately mislead the public that it is the only solution to the crime of military sexual slavery by Japan.
3. Do all necessary actions to make the Japanese government adhere to the recommendations of the International Commission of Jurists (ICJ), the Beijing Platform for Action of the 4th UN World Conference on Women and the UN Special Rapporteur on Violence Against Women.

4. Do all necessary actions to compel the Japanese Government to establish a Special Law mandating fact-finding activities and reparations.
5. Pressure the UN Human Rights Commission to adopt the Report of the UN Special Rapporteur, in solidarity with the women of Asia and the world.
6. Convince the International Labor Organization to take an active role in pursuing the resolution of the issue in accordance with the Forced Labor Convention and recommend to labor unions of the world to participate in the action of the ILO.
7. Demand the governments of victimized countries to pressure the Japanese Government to resolve the issue properly, and to support survivors economically as well as the activities of the organizations that work on this issue.
8. Continue to expand the signature campaign to oppose Japan's becoming a Permanent Member of the UN Security Council.
9. Begin an international boycott of Japanese products if Japan does not meet our demands.

Lastly, this conference calls for the organizing of a World Public Hearing on Women, War, and Militarism and the linking up of initiatives of women all over the world working on the issue of violence against women in war and armed conflict situations.

29 March 1996
Participants of the 4th Asian Women Solidarity Conference
on Military Sexual Slavery by Japan

韓国記者団との懇談会（メモ）

財團法人女性のためのアジア平和国民基金

1、開催日時・場所

平成8年5月16日（木）18:00～21:00
ホテル東急観光

2、出席者

▼基金

衛藤理事、大鷹理事、高崎委員、中嶋委員、橋本委員、
呼びかけ人大沼教授、和田教授、
和田理事兼事務局長、安齋総務部長、多賀業務部長、

▼記者

原田事務局員、岡事務局員
キム・ヨンス（聯合通信）、カン・ソクチ（ソウル新聞）
イー・トンクアン（東亜日報）、キム・ヘラン（統一日報）
パク・ナムイン（民族時報）

▼オブザーバー

谷（共同通信）
白井（日本の戦争責任をハッキリさせる会）
イー・ヒソプ（在日本韓国大使館）

3、配付資料

基金小冊子、リーフレット、募金者からのメッセージ
(それぞれのハングル訳を添付)
英文パンフレット

4、一問一答

基金：挨拶。自己紹介。基金設立までの経緯、趣旨、活動の現状等を説明。

記者：自己紹介。

記：募金がうまく進まず、また被害者側も償い金の受け取りを拒んでいる。韓国の支援団体は基金に反対しており、韓国のマスコミも同調する立場をとってきた。国際世論も半分は基金反対という状況下、基金は今の事業をやめて、新たに何か別の方策を考えることはありえるか。

基：挺対協はこの問題に関する「戦争犯罪」を日本が認めていないと非難していること、承知している。確かにそれを認めるには至っていないが、しかし、「道義的責任」を認めている。このことは戦後50年なかったことであり、小さいが大変に意味のある一步であると考えている。そのことを白紙にもどし、たとえば国家補償を求めるのはあまりに非現実的。この基金をより良いものにしていくことのみ、被害者の心により近づけるものと信じている。

記：二国間で戦後処理は終わったということが前提となっているが、たとえば北朝鮮はそれに当てはまらず、論拠に矛盾。論理ではなく心の問題。真相究明の方が大切ではないか。

基：真相究明は基金活動の重要なポイント。一方、被害者が高齢であることから償い金支給を優先的に準備している現状である。できる範囲で、資料収集等は始めているし、将来はより組織的に進めたいと考えている。

記：仮に支給がすべて完了したとして、その後基金は何をするのか。

基：基金事業の2本の柱のうち、「女性尊厳事業」に重点がシフトする。今日的な女性問題を廃するための活動は、過去の「従軍慰安婦」問題の再発防止にもつながる。また、償い事業のうちの医療・福祉プロジェクトは、必要とされる限り、継続する。教科書への記載等、歴史の教訓とするための事業も継続する。

記：当初、基金の趣旨に賛同していたが、その後いろいろなネガティブな侧面を見て失望している。特に日本の財界の反応を懸念している。その上、謝罪の手紙まで見通しがつかないと。

基：謝罪の手紙は基金設立時の前提。また、首相は「償いのお金だけお渡しするわけにはいかない。」と発言しており、「当時の官房長官の発言の趣旨に沿って」手紙の内容を詰めると言っている（小冊子13頁を参照）。基金からは手紙に必ず含

めてほしいと考えるいくつかの要素、たとえば「関与」「責任」「償い」「謝罪」を入れて手紙を作ってもらうよう、要望を伝えてある。

基：政府の対応は十分とは言えないが、それなりに着実に前進してきている。たとえば支給するお金の呼称についても、過去に台湾で支払われた「弔慰金」から、今回は「償い金」となっている。また台湾の場合は謝罪の手紙はなく、ただ通知文があったのみであった。

日本国内でもそれなりの改善が進められていることを、韓国の人々に知ってほしいし、マスコミはその伝達を担ってほしい。指紋押捺の件、サハリン残留朝鮮人の件、「従軍慰安婦」問題や南京虐殺の歴史教科書記載など。

基：韓国の報道では基金が「慰労金（見舞金）」を支給するとなっているが、基金は一度もその呼称を用いたことがない。正確に引用してほしい。また、「民間基金」ではなく、「国民基金」であることも基金の哲学に関わるので、正確に記してほしい。

記：韓国の報道が「慰労金」としているのは、国家補償でないこととの区別。プロジェクトに政府の予算がついているとしても、償い金には国家の金が入っていない。賠償(reparation)でもなく補償(compensation)でもなければ、残るは「慰労金」であろう。

基：それはあまりに安易な整理。基金は「償い」(atonement)という言葉を選ぶにあたって議論を重ねた。哀れみではなく、心からの償いの気持ちを表す言葉であり、これは今、日本国民が共有している語句であるのだから、そのことを正確に受けとめてほしい。

記：国家間の戦後補償請求は完了しているとしても、個人の国家に対する請求権については未だ議論の余地があるのである。

基：日韓の戦後処理は、個人の財産についての請求も含め、全体として計算した結果、「完全かつ最終的に」二国間で解決したもの。しかし現実には、この内容に取り残された個人のケースもあったかもしれない。このことで日本政府に裁判をおこすことは理論的には可能であり、I C Jとクマラスワミ報告でも言及されている。しかし客観的にみて、勝訴の可能性は極めて低い。

基：国家が払えばそれでいいのか。否。このことを50年間放置した政府と国民は無縁ではなく、国民一人一人が真摯に受けとめることこそ大事。

基：政府ができない、だから基金が肩代わり、という図式が広まっているが、そもそもすべて解決済となっていることを「肩代わり」することは、論理的にも不可能。償い事業の唯一の趣旨は、「道義的責任」である。

基：被害者に対し、償い金を受け取るなど言う運動体があるが、これは被害者自身が考えるべきで、周囲がコントロールする筋のものではない。

記：被害者の基金に対する理解を深めたいと言うが、進んでいるとは思えない。

基：韓国に訪問しているが、被害者との面談は実現していない。ひとつには、償い金の具体的な内容がつまつとおらなかつたので、不安定な状況で会うことを遠慮してきた。近日中に具体的な内容が決定され次第、現地に行って詳しく話をしたい。

記：それでも受け取りを拒否する被害者に対しては。

基：一度拒否されたら諦めるというのではなく、その被害者が生きている限り受け取ってもらえるよう努力を続ける。

記：募金が不足した時の対策は。

基：議論中であるが、決定機関である理事会はそのことについての結論を出していない。政治的判断から政府が基金に対して拠金を行うべき、という意見は基金の中に複数ある。

記：認定や支給の具体的な方法は。

基：協議中。既に各国／地域の政府や支援団体が持っているリストの信頼性が高いと考えており、これを頼りに実施したいという希望を持っている。

記：中国や北朝鮮に今後どう対応するか。

基：協議中。被害者が存在するところ、基金事業の対象となりうるので、段階的に対応していきたい。

記：遺族に対しては。

基：協議中。遺族に対しては支給は難しいという意見もある。時間との競争というのも、ひとえに被害者の存命中に償いを実施したいとの思い。故人に対して最も価値ある償いは名誉回復、すなわち真相究明であろう。

記：国連の人権委員会でいわゆる慰安婦決議が採択されたが。

基：事実誤認。クマラスワミ報告者の報告書は現在の女性に対する暴力についてであり、「従軍慰安婦」問題は付属文書で取り上げられた。決議文ではクマラスワミ報告者の作業をウエルカムし、報告書をティクノートする、とされている。ティクノートという表現は肯定でも否定でもなく、報告書提出の事実を認める、というほどの意味を持つ。こういった決議文の表現、用語は、細かにレベルに応じて使い分けられている。

良い悪いは別として、人権委員会における圧倒的多数の国々は現代の問題に関心がある。

基：率直に言ってクマラスワミ氏はこの問題の素人である。女性に対する暴力についての報告者に任命され、NGOの働きかけもあって、この問題を付属文書として加えたという背景がある。この文書の出来ばえはともかく、氏の作業によって人権委員会でこの問題が再認識されたことは基金としても感謝したい。また、韓国と中国はこの報告書を評価する発言をしており、これを重く受けとめる。

記：戸塚弁護士は決議文はティクノートであるが、人権委員会の空気としては事実上の採択であると。

基：主観的見方。そういう報道のミスリードはするべきでない。

基：クマラスワミ報告について報道するなら、報告書の中で「基金は道義的責任という観点から歓迎」と述べられ、また、人権委員会上の質疑でもこのことを本人が繰り返していることを、併せて伝えてほしい。

記：決議文の中で文書番号が記載されたことに意味があると聞いている。日本政府はこれを削除しようとして各国民政府に働きかけていたと。

基：文書番号は、国連で公式に配付される文書には必ず付けられるもの。その有無が決議文の強弱を左右するものではない。

記：二国間条約のことは別として、日本に法的責任はあると思うか。

基：当時、仮に強制的に慰安婦を集め、日本がいわゆる雇用契約の当事者となっていたとしたら、これは当時の国際的取り決めに違反していたといえるであろう。では仮に違反があったとして、その後の国家間の解決の手段を今、覆すことができるかといえば、それは適用できないというのが国際法の常識である。現在は国際仲裁裁判所もあるが、当時はなかった。クマラスワミ報告書の問題は、この点を無視したところにある。

基：基金は国の法的責任について統一見解を持っていないが、道義的責任から国民的償いを実施するという点で一致している。しかもこのことはテクニカルな法的責任よりさらに重要である。

基：過去4か月に5人の被害者が死亡しており、他にも弱っている人も多く、焦りを感じている。反基金グループの中には百年たっても正義は正義という人もいるが、それでは現実に被害者はどうなる。この基金をつぶしてどうなるのか。日本国民の不名誉であるばかりでなく、被害者にとって何が残るのか、韓国の人々に対してどう顔向けてできるのか、考えてほしい。

基：先日、マスコミに対して市民基金の現状について話したが、誤りがあったのでお詫びして訂正したい。市民基金の募金額は数十万でその1/3は人件費であると述べたが、正しくは募金額400万円で人件費はその一割強である。いずれにせよ、お金を集めるというのは大変な苦労である。

基：反基金側からよく話を聞いておられるようだが、是非、基金の側からも取材してほしい。今日は大変よい勉強になったし、今後も折りにふれこういう機会を設けたい。

記：報道の姿勢を自ら問い合わせ、よい機会となった。基金の皆さんのが苦しみ悩みつつこのことを進めていくとしていることが理解できた。わだかまりがすべて解けたというわけではないが。

記：若い世代の韓国人として、自国の政府にも不満がある。この問題の責任の半分は韓国政府にもあると感じており、毅然とした対応を求めたい。

以上

記者懇談会（メモ）

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

1、開催日時・場所

平成8年5月17日（金）19:00～22:00
ホテル東急観光 放鷹の間

2、出席者

▼基金

有馬副理事長、衛藤理事、金田理事、下村理事、山口理事、
横田運営審議会委員長、高崎委員、野中委員、橋本委員、
呼びかけ人赤松氏、和田教授、
安齋総務部長、多賀業務部長、原田事務局員、岡事務局員

▼記者

常盤 伸、星野光一（東京新聞）、谷 俊宏（共同通信）、
広川高史、三浦直美（時事通信）、高橋美穂子（社会新報）、
円山真弓（朝日ソニクス）、平川奈保美（サンケイタイズ）、
小田川 興、北郷美由紀、本田雅和、中沢一議（朝日新聞）、
有田浩子（毎日新聞）、五十嵐 文（読売新聞）、
足立直紀、哲翁泰邦、花村恵子（テレビ朝日）、
藤本徳明、本堂雅喜、二瓶泰明（NHK）、
竹口紀一郎（TBS）、白石 草（MXナイトタウンテレビ）

3、配付資料

基金小冊子、リーフレット、募金者からのメッセージ
英文パンフレット、総理／理事長挨拶文、募金状況グラフ

4、一問一答

基：よい機会なので逆取材させてもらいたい。被害者が償い金受け取りを拒否していると再三報道されているが、どのようにして得ている情報か。

記：基金を是として受け取る人はいないという意味。基金はセカンドベストであるとして許容しようという被害者はいる。しかしそれでも、被害者の窮状を弱みとするような支給の仕方は非道徳的であると、リラ・ピリピーナのサンチョ代表も言っている。受け取るという人は、基金が国家賠償でないことを十分理解したことかどうか。

基：逆に、受け取りを拒否する被害者が、基金の真意をどれだけ理解した上で拒否しているのか、その点も懸念している。

記：募金の拠出者の内訳を知りたい。

基：プライバシーに関わるので、固有名詞は明かしていない。大まかな比率としては、個人から1億、官庁の職域1億、労働団体から1億、残りが財界からといったところか。

記：償い金の内容を決定する理事会が、5月20日から24日に延びた理由を知りたい。募金状況や、謝罪の手紙の目処がつくのが遅れているということか。

基：そのことも大きな要素である。

記：被害者との対話を拒まれているが、この先どう対応するか。

基：公の場での宣言と実際の心情は違っていることもあり得る。対話の糸口をつかめるよう努力する。たとえば首相の謝罪の手紙が誠実なものであれば、状況も変わり得ると考えている。

記：手紙については、外政審議室からノーコメントと言われた。基金側は手紙についてどのようなスタンスか。

基：基金の全員が謝罪の手紙は不可欠のものと考えている。基金設立の大前提であり、今更手紙を出せるかどうかの議論の余地はない。政府が良い結果を出してくれるものと、疑わずに待っている。

記：運営審議会の決定として、手紙の文中に「謝罪」の文字を必ず入れるべきと。
基：運営審議会は最終決定機関ではなく、議論のプロセスとして話を聞いて欲しいが、手紙を受け取る人が最も素直にこちら側の誠意を受けとめられる形の手紙にしたいと考えている。英訳すれば「謝罪」も「お詫び」も両方apologyであるが、ハングル訳にした場合、その意味合いは微妙に異なると聞いている。

記：募金の不足を政府が補填すべきという意見があるが。

基：理事会は結論を出していない。個人の意見としては、補填すべきと考えている理事、委員は複数いる。国家補償は不可能でも、基金に対して政府が拠金することは法的に矛盾しないという考え方である。一方、国が出せないからこそ基金が生まれたのであって、そういう設立時の前提を覆すことになると、懸念する人もいる。

記：呼びかけ人の辞任について。

基：呼びかけ人とは基金と雇用関係等の契約関係ないので、「辞任」は論理的に成り立たない。強いて言えば、三木さんは辞表を出した呼びかけ人で、他は辞表を出していない呼びかけ人ということか。

記：基金の人達は、どのようなきっかけ、どのような思いから基金に関わることを決心したか。

基：過去50年の歴史の中で、国家が初めて「道義的責任」を認めた。このことを非常に重く受けとめており、この点ではクマラスワミ報告者と同じ立場と言える。

基：政府が謝罪の手紙、基金運営費の拠出、被害者への医療・福祉プロジェクト費用拠出、女性尊厳事業の費用拠出を決めた時点で。

基：償い金が被害者個人に確実に渡るということ、そのための経費はすべて政府が拠出すると約束された時点で。

基：被害者の強制連行についての聞き取りに立ち会い、次世代のためにも何かしなくてはと思った。

基：アジア諸国との外交に携わり、過去の清算から逃げてはいけないと感じた。シンガポールのリー・シェンロン首相は、日本は過去を完全に清算するに至っていないが、「従軍慰安婦」問題をオープンに認めたこと、また、村山首相のお詫びの言葉等を指して、日本政府の対応に前進が見られると発言している。

基：二国間条約の安定性は守りたい。しかし苦しんでいる被害者に対し、何か一日でも早く、との思いから参加した。

基：この問題が表面化してのちの国連人権小委員会において、日本が政府として率直にお詫びの言葉を述べたのを聞き、感銘を受けた。人権小委員会の場では国に対して様々な批判が行われるが、ほとんどの国が強く反発するというのが常である。同委員会に長年参加しているメンバーが、かつて聞いた政府の発言の中でも、最も建設的な発言であったと高く評価していた。

基：人権小委員会は、奴隸制作業部会の報告を受けて決議を採択した際、「日本政府のプラン（基金の設立）は有効な第一歩」と述べた。クマラスワミ報告者も、基金そのものは道義的観点からファインである、と述べている。

記：韓国人被爆者に対し40億円を日本が拠出したが、実施上必ずしもうまくいかず、不満を募らせる被害者が改めて国家補償を求める、という動きも出てきている。せっかく国が拠出しているながら失敗という状況。基金の事業にも同様の懸念を持つ。相手によく趣旨を伝えること肝要。

基：同感である。

記：償い金の額を決めることは最優先課題なのか。

基：基金の償い金は被害に対する補償金ではないので、誠意を伝える方法こそ大切。一方、昨年夏より募金を進めてきており、募金者に対する責任もある。募金開

始より一年はひとつの常識的な区切りであり、決断の時期である。また、被害者は高齢であるので、その意味からも急ぐ。

記：日本の法的責任について。

基：実定法の仕組みからいって、法的責任の追求は難しい。「法」とは客観的に違反を罰するものであるが、国家間にはその仕組みが働きにくい。また、法的責任を認めないと主張している日本政府を、強制的に裁判に持ち込む場も無い。国際司法裁判所は国が原告でなくてはならない。

基：50年間何もしてこなかった国家が突然変わるとは考えにくい。しかし道義的責任を認めるに時効はないし、また、法的責任よりもはるかに深い意味がある。法的責任でなくてはならぬ、という被害者には、その点をもう一度考えてほしいと思う。

基：クマラスワミ報告書については内容に問題ありと感じている。だからといって、ゴリゴリの法律論で反論しても、国際世論の支援を得られるとは思わぬ。ただ、クマラスワミ報告者は「基金は道義的観点から歓迎」と述べているのだから、その点を併せて報道しないというのは、フェアでない。クマラスワミ報告書の付属文書ばかりを取り上げ、本体についてまったく触れないというものがおかしなものだ。

基：世界の先進国の中でも、日本の女性問題に対する取り組みは遅れをとっており、今後の課題。

記：歴史資料整備がなおざりになっていないか。

基：運営審議会の中にそのための特別な小委員会があり、後藤委員を委員長に、着手できるところから既に作業を始めている。時期的にいって、今は償い金支給の準備を優先的に進めざるを得ないが、事務局に「従軍慰安婦」問題関連のミニライブラリーを整えつつあり、外部の人も閲覧できる。将来はよりシステム化に資料収集／管理したいと考えている。

基：基金外の歴史家との協力も不可欠と考えているが、たとえば吉見教授は基金に批判的立場であり、直ちに協力体制をとることは難しい。政府がさらに資料を開することによって、このことは前に進むと考えており、たとえば防衛庁の資料を開いてほしいと、外政審議室を通して申し入れている。

基：昨年、約40社の教科書会社に「従軍慰安婦」問題を記載してほしいとの手紙を添え、基金作成の資料を送付した。先日の報道によれば、新たに中学校の教科書に記載されることが決定したことである。

記：被害者側には、女性尊厳事業の凍結を申し入れている団体もある。

基：確かに基金の最優先課題は、償い金支給と謝罪である。しかし、いよいよ尊厳事業を実施するという段階に移っていった場合、直ちに始められるものではなく、下準備は必要。可能な限り平行して進めるが、償い事業が最重要であることに変わりはない。

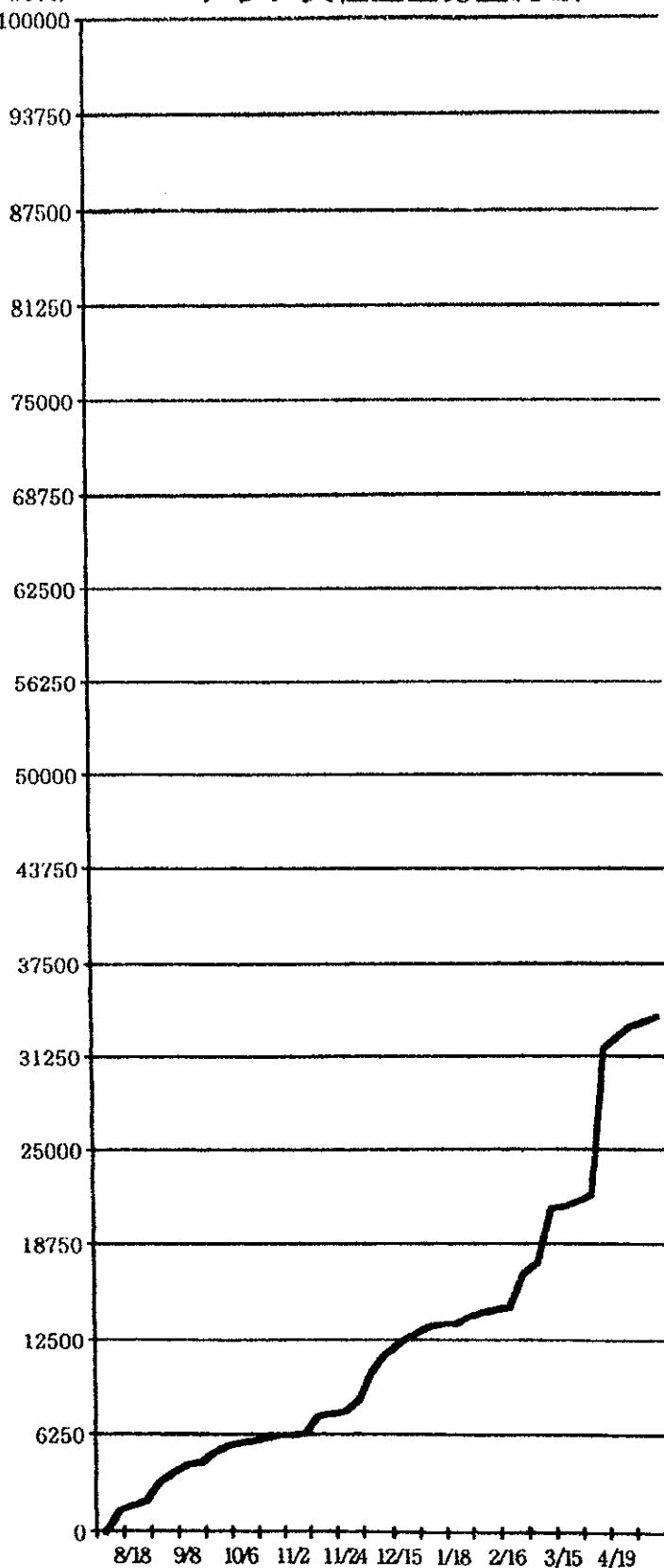
基：今日はよい意見交換の場を持って嬉しい。今後もこのような懇談の機会を持ちたい。

記：5月24日に理事会で決定されたら、その後記者会見があるか。

基：何らかの形でお伝えする。

以上

	A	B	C	D	E	F
1		合計				
2						
3	95/8/16	1454.9933	(万円)	100000	アジア女性基金募金総額	
4	8/18	1765.5449		93750		
5	8/23	2069.9563		87500		
6	8/25	3223.5924		81250		
7	9/1	3788.0269		75000		
8	9/8	4313.9044		68750		
9	9/14	4476.6983		62500		
10	9/22	5019.1561		56250		
11	9/29	5504.9281		50000		
12	10/6	5691.2959		43750		
13	10/13	5853.0501		37500		
14	10/20	6071.1987		31250		
15	10/27	6143.1606		25000		
16	11/2	6185.539		18750		
17	11/10	6354.0711		12500		
18	11/17	7463.2828		6250		
19	11/20	7609.3148		0		
20	11/24	7737.4038				
21	12/1	8587.94				
22	12/6	10284.2555				
23	12/8	11651.5222				
24	12/15	12456.8767				
25	12/22	12906.9461				
26	96/1/4	13375.4507				
27	1/12	13499.0889				
28	1/18	13594.8788				
29	1/26	13997.1669				
30	2/2	14298.7169				
31	2/8	14445.7949				
32	2/16	14685.1262				
33	2/23	16859.1616				
34	3/1	17611.2186				
35	3/8	21121.4928				
36	3/15	21343.2618				
37	3/22	21721.3915				
38	3/29	22117.774				
39	4/12	31885.3124				
40	4/19	32675.0897				
41	4/26	33282.5585				
42	5/10	33629.1308				
43	5/17	33844.1721				
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						



1996年5月17日

風のせき

編集発行：つぶせ「国民基金」実行委員会 サロウ風。

「国民基金」拒否

東京宣言と抗議連帶行動

経団連
トヨタ自動車に
申し入れ

クマラスワミ勧告を支持する国際協議会（4月8日、

女性を中心とした世界中の

58のNGOがジュネーブで結成）の呼び掛けで、5月

13日～14日、韓国、台湾、

フィリピン、オランダの被害者団体と支援団体が東京

に集まつた。「国民基金」による一時金の支払いと、そのための交渉には一致して応じないことを宣言。

日本政府がクマラスワミ勧告に応じなければ、世界中のネットワークを活かし、日本製品のボイコット運動を辞さない決意を表明した。

（裏面参照）

の被害者と支援者10人が、日本政府が進めていた「国民基金」は、被害者の権利を否定し、著しい人権侵害に

立てるとして救済の申請を行つた。（詳細は次号に）

「国民基金」にこれ以上、資金協力をしないでね！ 国際協議会からの「国民

基金」に協力したのか、するつもりなのかとの問い合わせには、明確な答えはなかつたが、どうやら危ない気配。

アメリカの三菱自動車セクハラ問題が世界の女性の怒りをかつてゐるこの時期、自動車産業のモラルも含めて、日本の経済界は決して選択を誤らないでほしいもの……。

外務省の顔は世界中の笑いもの！

5月16日2時40分、外務委員会で、新規風会の本間議員は國連人権委員会で採択されたクマラスワミ報告書について質問。外務省の朝海部長は、「クマラスワミ報告書全体が採択されていない」と答弁。

なぜか「報告書そのものが採択されていない」と重ねて答えた。
国会議員の皆さんー外務省にだまされないのでね。

どうでもよいことだけピーコーター

5月9日か10日あたりには「国民基金」による一時金の支払いが決定するらしいとの情報に、新聞、テレビを限無く読んでいたけれど、何の発表も無し。でも、油断してはいけません。今度は20日の理事会で決定するとか、しないとか。

お金は集まらない、被害者は拒否宣言の苦境に加えてもう一つの決定打！ 原文兵衛理事長はがって、「慰安婦」関係書類を焼却・いん減した張本人という証拠が発覚したとかいう風のたよりが…。

まだまだ外務省のウンに振り回されている議員さんが多くてビックリ。ウソ漫遊には突風でもあきられないダメなのかしら。ではまた…。

女性のためのアジア平和国民基金
理事長 原 文兵衛 殿

抗議書

私たちは、女性を中心として日本軍「慰安婦」問題に関する活動を展開しているグループで構成されている下記の二団体です。

私たちは、「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、「国民基金」という）が日本政府のお声掛けのものと、知識人といわれる人たちを呼びかけ人として民間の団体であるとの装いをこらし、日本の戦争責任を逃れるために設立されたものであると考えています。「国民基金」は、韓国をはじめとするアジアの元日本軍「慰安婦」にされた被害者たちに国民からの募金によるいくばくかの金を渡すことによって、日本が犯した戦争犯罪の法的責任を免れようとするものに過ぎません。

理事長である原文兵衛氏は、かつて内務省の官僚であり、敗戦直後アメリカの占領軍が日本到着前にあたふたと書類等を焼却し日本の戦争犯罪の証拠隠滅をはかった張本人のひとりです。その原文兵衛氏が、今まで日本軍が犯した性犯罪の法的責任を覆い隠す役割を担っている現実に、まさしく日本が歩んできた戦後50年の姿勢をみる思いです。

しかし、いま日本軍の性奴隸にされた被害者たちが、生き証人として日本のわたしたちの前に立ち、女性としての人権と名誉の回復、そして真相究明を第一に要求し、ただ単に金を望んでいるのではないことを訴えています。

原文兵衛氏は、まず自らの戦争責任を果たそうとするべきではないでしょうか。そのためには、日本政府に真相究明と真摯な謝罪をするよう積極的に働きかけるべきであり、そして個人への正当な賠償金を日本政府が支払うよう働きかけなければならないと思います。

「国民基金」は、真相究明も調査もなさないまま、金額を提示することによって被害者自身に、そして被害者間に葛藤を呼び起こすというさらなる罪を重ねる先兵の役割を果たしています。

これ以上、日本軍の性奴隸とされたアジアの被害女性たちを侮辱するのはやめてください。

募金をした民間の「善意」に報いるためと称して、日本軍「慰安婦」被害者に関する真相究明および調査・研究がなされないまま、被害者・被害国の貧しさにつけこむかたちで被害者たちに金を渡そうとすること、および国連勧告や世界の女性たちの正義を求める声を無視し、やみくもに金を受け取らせることで日本の戦争責任をまぬがれようと画策することに強く抗議いたします。

1996年5月24日

国際仲裁裁判を成功させ、個人賠償を実現させる連絡会

つぶせ「国民基金」実行委員会

連絡先・新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教協議会気付

国際仲裁裁判を成功させ、個人賠償を実現させる連絡会（P C A連絡会）
〒169 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教協議会 気付 TEL. 03-3203-0374

要 請 書

1996年5月24日

女性のためのアジア平和国民基金
理事長 原 文兵衛 殿

私たち二団体は、日本軍「慰安婦」問題に関する活動を展開している女性を中心とする諸グループから構成されている団体です。

私たちは、「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、「国民基金」という）が、日本政府のお声がかりのもと、知識人といわれる人たちをよびかけ人として、民間団体であるかのように装い、日本の戦争責任を逃れるために設立されたものであることを残念に思います。「国民基金」は、韓国をはじめアジアの元日本軍「慰安婦」被害者たちに国民からの募金による幾何かの金を押しつけ、日本政府が責任を免れようとするものに過ぎません。

第52回期の国連人権委員会で採択された「女性への暴力に対する特別報告官」ラディカ・クマラスワミさんの報告書においても、「国民基金」の設立は、国際公法上の「慰安婦」の法的請求を免れさせるものではないと指摘しているのにもかかわらず、日本政府はその報告書そのものが、採択されていないと公言するなど非常識ぶりを露呈しています。

当の被害者たちは、「国民基金」推進者たちが声高に言うように、高齢であり、身体の不調を訴えています。しかし、それでも被害者たちが、いちばん強く望んでいるのは、女性としての人権と名誉の回復、そして真相究明であり、ただ単に金を望んでいるだけではありません。まず、日本政府による真相究明と真摯な謝罪、そして個人への正当な賠償こそがなされるべきであるにもかかわらず、「国民基金」はそれらをすべて縫い隠す役割を担い、金額を提示することによって、被害者たちに葛藤をよび起こすというさらなる罪を重ねる先兵に役割を果たそうとしています。

アジアの被害者たち、その支援者団体、北京世界女性会議や国連人権委員会に参集した女性を中心としたNGOの声明、国連人権委員会での決議など、国際社会で正義が実現されつつある流れに逆らってまで、日本政府の法的責任を免れさせようとする役割を「国民基金」は担わないでください。

以下、私たちは下記のように要請いたします。

1. 募金をした民間の「善意」に報いるためと称して、被害者たちに対して強引に金を渡すことをしてください。
2. 日本軍「慰安婦」被害者に関する真相究明および調査・研究がないまま、被害者と被害国の貧しさにつけこむかたちで金を渡すようなことはしないでください。
3. 国連勧告や世界の女性たちの正義を求める声を無視し、やみくもに金を受け取らせようと被害国に人を派遣するようなことはしないでください。

以上

国際仲裁裁判を成功させ、個人賠償を実現させる連絡会
つぶせ「国民基金」実行委員会

LILA-Pilipina, Inc.

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

Press Statement
17 May 1996

After having the Asian Women's Fund dangled in their faces by the Japanese government for over a year now, one hundred sixty-nine Filipino comfort women survivors have finally come to a unanimous decision. The answer is No.

No, to the pay-war, carrot-and-stick tactics of the Japanese government to use money to try to divert, divide and undermine the struggle of women victims and survivors of rape and military sexual slavery by Japan.

No, to money being donated by well-meaning Japanese citizens being misled and manipulated in their guilt and sincerity, to take up their government's legal responsibility and pay for their government's crime.

No, to the cruel hand that tries to give bribe money to a rape victim to silence her cry of pain and grief, her tale of sorrow and suffering, and her call for justice.

Instead of the Asian Women's Fund, the Filipino comfort women survivors urge the Japanese government to heed the recommendations contained in the Report to the 52nd Session of the UN Commission on Human Rights of Special Rapporteur Radhika Coomaraswamy, to wit:

1. Recognize the "comfort women" practice implemented by the Japanese Imperial Army in World War II as a war crime of rape and military sexual slavery
2. Recognize the victims and survivors of this crime.
3. Apologize officially and individually to the victims and survivors, and provide legal compensation.

The Filipino comfort women survivors demand nothing more, and will settle for nothing less.

Nelia Sanchez
Chairperson, LILA PILIPINA

MAILING ADDRESS: P.O. Box 1019, Climan, Dilliman, Quezon City, Philippines
OFFICE ADDRESS: 25-C Matiyaga Street, Central East District, Dilliman, Quezon City
TELEFAX: (63-2) 921-1044

リラピリピーナ声明

日本政府によって、「アジア女性基金」をちらつかせられてから約一年たち、最終的に169人の元「従軍慰安婦」生存者が一致した決定をするに至った。

回答はNOである。

日本政府のしかける神経戦に対して、日本軍「性的奴隸」、強姦の犠牲となった女性たちの努力を金で分断し、力を削ごうとする、日本政府の飴と鞭の戦術に対してNOという。

善意の日本国民が歪んだ罪意識と誠実な心で、日本政府が本来とるべき法的責任を肩代わりし、政府の犯罪の賠償をするように仕向けられ、操作されて集められたような金に対してNOという。

強姦された女性の苦痛の叫びや嘆きと苦しみの声を、金で黙らせようとする残酷なやり方に対してNOという。

「アジア女性基金」の代わりに、フィリピン元「従軍慰安婦」生存者たちは日本政府に対して第52会期国連人権委員会における特別報告官ラディカ・クマラスワミさんの勧告を重視するよう要求する。

- 1.第二次世界大戦時に日本帝国軍隊によって行われた「従軍慰安婦」問題は戦争犯罪としての強姦であり、軍事的性奴隸制であると認めること
- 2.この犯罪の犠牲者と生存者を認定すること
- 3.公式に、そして犠牲者、生存者の一人一人に謝罪をし、法的な賠償を行うこと

フィリピンの元「従軍慰安婦」生存者は、これ以上、これ以下何も要求しない。

1996年5月17日

リラピリピーナ

代表 ネリア・サンチョ

「国民基金」についての私たちの見解

フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会

1992年9月にロサ・ヘンソンさんがフィリピン人として初めて日本軍による性的暴力の被害者であったことを明らかにし、東京地方裁判所で1993年4月に日本政府を相手に裁判が始まってからすでに3年以上が経過しました。

ご承知のとおり、この間、こうした動きに励まされて、インドネシアやマレーシアの元「慰安婦」が名乗りを上げ、中国の元「慰安婦」も昨年裁判を起こしました。

国連やアジアの各国でこの問題が取りあげられるようになり、国連人権委員会はこの問題を調査し、日本政府の姿勢を厳しく批判し、法にもとづいた個人補償実現を勧告したクマラスワミ特別報告官を支持する決議を先月採択しました。この決議は日本政府にとっても、過去の過ちを率直に認め、誠実に外交政策の転換を図るチャンスでした。

ところが、日本政府は、このクマラスワミ勧告を受け入れず、補償問題は「解決済み」との立場を変えていません。そして、その代わりに「国民基金」による「一時金」の支払いを強行しようとしています。この期に及んで、まだ反省することのない日本政府に、私たちは深く失望し、あきれ果てています。そして、国際社会の批判を受けながらなお、ごまかしと責任逃れを図っている日本政府を、日本の市民として大変恥ずかしく思います。

日本が被害者に対して犯している罪は三つあります。第一は、第二次大戦中に犯した戦時下における性的暴力、奴隸制の犯罪。第二は、半世紀もの間この犯罪に対する謝罪と補償を放置してきた戦後の罪、そして第三に、この期に及んでなお、これらの罪を認めず、責任逃れを図っている現在の犯罪です。

私たちは、日本政府に対して、正義と人間の尊厳の回復と個人補償の実現を要求してこられた被害者らの闘いを全面的に支持し、支援してきました。そして、ここで「国民基金」を認めることは、これまでの歴史を逆転させ、日本政府が三つの罪から逃れようとするのを許すことにつながると考えます。私たちは、この「国民基金」の策動が、金で被害者の団結だけでなく、支援団体をも分断することを狙ったものであるを見抜いています。

問題は、「一時金」の支給額ではありません。被害者の名誉回復です。クマラスワミ報告やILO勧告専門家委員会も指摘しているとおり、被害者の名誉は日本政府の謝罪と個人補償によってしか実現されません。したがって、被害者たちの正義の闘いと名誉を守るために、再度「国民基金」反対の立場を表明し、日本政府と「国民基金」に対して、ごまかしの「一時金」支給中止と正当な個人補償の実現を要求していきます。

1996年5月24日

*連絡先 03(3237)0217または0427(25)1283 高嶋